



古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金について

古座川町内の中山間地域で生活する高齢者の在宅生活の継続を支援するため、当該地域における介護サービス提供の維持と確保を図り、介護サービスの安定的な提供に取り組む事業者に対し、その介護サービスの提供にかかる費用の一部を交付します。

交付対象者

対象となる地域に居住する要介護者等に対象介護サービスを提供し、かつ中山間地域における介護サービスの提供体制を維持する意思を有する事業者

対象地域

古座川町全域



交付対象となるサービス種別、補助基準額、補助金額

区分	補助対象介護サービス	補助基準額	補助金額
区分1	(1) 訪問介護 (2) 第1号訪問介護	事業所から利用者宅までの訪問に要する距離の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 15 km未満 100 円 (2) 15 km以上 400 円	利用者に対する対象介護サービスの提供1回につき、補助基準額欄に定める距離の区分に応じた金額
区分2	(1) 居宅介護支援 (2) 介護予防支援 (3) 第1号介護予防支援事業	事業所から利用者宅までの訪問に要する距離の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 15 km未満 500 円 (2) 15 km以上 1,700 円	利用者に対する月1回の訪問につき、補助基準額欄に定める距離の区分に応じた金額。 (同月に複数回訪問した場合も算定は1回となります。)

※その他の補助金等で、交通費等の提供を受けている場合は対象外となります。

※“区分2”については、古座川町地域包括支援センターから委託を受けて実施している場合も対象となります。

提出期限

サービス提供月の翌月20日まで（3月サービス分については、翌月の5日まで）

※令和8年4月1日から9月30日までの事業分の提出期限は10月20日です。

申請方法

※交付要綱を十分にご確認のうえ、申請をお願いします。

【提出書類】

- ①古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金介護サービス提供実績報告書（様式第2号）
- ③サービス提供票（利用実績の記載されたもの）の写し（区分1のみ）

★要綱、様式等は古座川町ホームページからダウンロードしてください。